

技術評価項目		技術評価項目の詳細項目 (〔 〕は評価単位を示す)	評価対象	配点	比率 (配点/1000)	評価手法
提案全体像		[提案における基本方針] [システム構成,ソフトウェア構成,機能構成等]	提案書	30	3%	①
仕様書要件	システムの要件	[システムの要件]	提案書	10	1%	①
	セキュリティ機能	[セキュリティ機能]	提案書	40	4%	
	監視機能	[監視機能]				
	文字コード・外字	[文字コード・外字]	提案書	20	2%	
	ユーザー認証要件	[ユーザー認証要件]				
	データ連携機能	[松山市教育総合支援システムとの連携]	提案書	20	2%	①
	本調達システムの機能要件	[スケジュール・運用管理機能] [バッチ機能要件] [エンドユーザコンピューティング機能]	提案書	30	3%	①
		業務機能要件	業務機能要件書	250	25%	②
		[追加提案機能]	提案書	20	2%	③
	インフラ機能の要件	[インフラ/ハードウェア要件] [ソフトウェア要件] [ネットワーク/性能要件]	提案書	30	3%	①
	クライアント及び その他機器の要件	[クライアント] [プリンター]	提案書	10	1%	①
	操作研修の要件	[操作研修の要件]	提案書	10	1%	①
	運用要件	[サーバ運用] [開発環境及び研修環境]	提案書	20	2%	①
	保守要件	[ハードウェア保守] [ソフトウェア保守]	提案書	30	3%	①
開発要件	[開発要件]	提案書	20	2%	①	
ユーザインターフェース要件	[ユーザインターフェース要件]					
運用サポート	[運用サポート]	提案書	20	2%	①	
導入実績	[導入するシステムにおいて、人口が50万人以上の自治体又は中核市への導入実績・予定]	提案書	20	2%	①	
実施体制	[本委託の実施体制/プロジェクトリーダー及び主要メンバーの業務実績/プロジェクトマネジメント方針等]					
スケジュール	[本委託の全体マイルストーンや作業項目実施スケジュール等]					
課題と対応策	[本委託を進める上で認識している課題とその対応策等]	提案書	20	2%	①	
小計				600	60%	
賃貸借料	機器及びソフトウェアの賃貸借料(保守料を含む) (60か月の合計)	見積書	190	19%	④	
合計				790	79%	

## &lt;評価手法①&gt;

- ・提案書を対象に、技術評価項目の詳細項目の評価単位毎に次の4段階で評価点を出す。  
5(優れている)、4(やや優れている)、3(仕様を満たしている)、1(満たしていない)
- ・評価点は、提案書の内容にプレゼンテーションの内容を加味した上で出すものとする。
- ・技術評価項目の技術評価点は、次の計算式により算定する。  
技術評価点=配点×(評価点の合計値)÷(5×評価単位数)
- ・技術評価項目の詳細項目の評価単位で1つでも半数を超える委員が1(満たしていない)の評価を行った場合は、失格とする。

## &lt;評価手法②&gt;

- ・業務機能要件書をもとに、次の計算式により算定する。  
技術評価点=220×(区分が※で対応可否が○の項目数)÷(区分が※の総項目数)  
+30×(区分が□で対応可否が○の項目数)÷(区分が□の総項目数)  
-10×(区分が◎で対応可否が△の項目数)

〔区分の種類〕

◎:必須(PKG標準対応が原則。改修で対応する場合は、マイナス評価となる)

※:必須(改修も可)

□:要望(PKG標準対応のみ)

〔対応可否の種類〕

○:PKG標準で対応

△:改修で対応可

×:対応不可

- ・区分が◎の項目で対応可否が×の場合は、失格とする。
- ・区分が※の項目で対応可否が×の場合は、失格とする。
- ・区分が□の項目で対応可否が△の場合は×とみなす。

## &lt;評価手法③&gt;

- ・提案された機能毎に次の3段階で評価点を出す。  
5(採用し大いに効果がある)、3(採用)、0(不採用)
- ・技術評価点は、提案された機能の評価点の合計値とする。
- ・合計値が配点(20点)を超える場合は、配点(20点)を技術評価点とする。

## &lt;評価手法④&gt;

- ・見積書に記述された賃貸借料をもとに、次の計算式により算定する。

$$\text{技術評価点} = 190 \times \left( 1 - \frac{\text{賃貸借料} - \text{基礎価格}}{\text{基準価格} - \text{基礎価格}} \right)$$

ただし、賃貸借料が基礎価格を下回る場合、技術評価点は190とする。

- ・基準価格は入札説明書に記述している。
- ・基礎価格は、当業務委託に係る最低限必要な賃貸借料であり、別に定める。